

弘前地区消防事務組合マスコットキャラクター
「消防犬 火けしくん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前地区消防事務組合マスコットキャラクター「消防犬 火けしくん」(以下「火けしくん」という。)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(火けしくんに関する権利)

第2条 火けしくんに関する一切の権利は、弘前地区消防事務組合に属する。

(使用の申請)

第3条 火けしくんを使用しようとする者は、あらかじめ弘前地区消防事務組合消防長(以下「消防長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に火けしくん使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて消防長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業内容のわかるもの)
- (2) 火けしくんの使用方法がわかるもの
- (3) その他、消防長が必要と認める書類

(申請書の省略)

第4条 消防長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) 個人が非営利目的で、火けしくんのPRに使用する場合
- (3) その他、消防長が申請を必要としないと認めた場合

(使用料)

第5条 火けしくんの使用料は無料とする。

(使用の承認)

第6条 消防長は、第3条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、火けしくん使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとし、火けしくん使用不承認書(様式第3号)を交付する。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれがある場合
- (3) 記念商品にあっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで別に定める基準を満たしていない、またはそのおそれがある場合
- (4) その他、消防長が火けしくんの使用を適当でないと認めた場合

(使用)

第7条 火けしくんは、別に定めるデザインマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(使用承認の変更)

第8条 火けしくんの使用に関して、承認を受けた事項を変更する場合は、火けしくん使用承認変更申請書(様式第4号)を消防長に提出しなければならない。

(使用の取消・中止)

第9条 火けしくんを使用する必要がなくなったときは、火けしくん使用承認取消届(様式第5号)を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、次に掲げるいずれかの場合、火けしくんの使用承認を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

- (1) 使用者が、この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用承認条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 火けしくんに関する著作権等を侵害したとき

(無承認の使用)

第10条 消防長は、火けしくんの無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。